

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年6月まで

私は勤務していたA事業所を平成5年3月31日に退職し、同年7月1日に再就職した。申立期間はアルバイトになったので国民年金を払わなければならないことは理解していた。

申立期間の健康保険は、任意継続被保険者として引き続き加入し、国民年金は退職後、B市役所から加入案内が来て自身の加入手続と妻の種別変更手続を市役所で行い、送られてきた納付書で保険料を払ったと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人が自身の国民年金保険料と一緒に納付したとするその妻の申立期間に係る保険料は納付済みとなっている。

また、申立人は、申立期間はアルバイトになったので、国民年金保険料を払わなければならないと認識していた上、オンライン記録によると、申立人の妻の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続は平成5年9月に処理されていることから、B市役所は、その妻の種別変更届と、当時、国民年金の強制加入者である申立人の資格取得届を受理し、発行された納付書により、二人分の国民年金保険料が納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、C社D事業所）における資格取得日に係る記録を昭和26年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月21日から同年9月1日まで

昭和26年7月21日にA社（現在は、C社）から、同社B事業所へ異動となった。異動した後も給与は同社から支給されており、厚生年金保険料も控除されていたと思う。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在職証明書、C社から提出された従業員名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和26年7月21日に同社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和26年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

申立期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、オンライン記録では、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、平成19年12月10日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

申立期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、オンライン記録では、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、平成19年12月10日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和49年7月から50年1月までを20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から50年2月26日まで
申立期間について、A社(現在は、B社)で勤務し、月20万円の給料をもらっていた。

また、当時、A社の会計をしていた会計事務所へ確認したところ、申立期間の給料は20万円という回答であった。

しかし、オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額は9万8,000円となっている。

給料からは、20万円に対する厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年7月から50年1月までの期間については、A社が加入していたC厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員記録原簿により、申立人の当該基金における当該期間に係る標準報酬月額は、20万円と記録されていることが確認できる。

また、C厚生年金基金は、申立期間当時使用していた厚生年金基金の届出様式が複写式であったと回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年1月までの期間に係る標準報酬月額を20万円として社会保険事務所(当時)に届け出たものと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和48年10月から49年6月までの期間については、当該基金が保管する厚生年金基金加入員記録原簿における標準報酬月額は、申立人の厚生年金保険被保険者名簿における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年6月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を47万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

申立期間において、A事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同事業所が社会保険事務所（当時）へ健康保険厚生年金保険賞与支払届を提出しなかったため、申立期間の標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、平成17年6月30日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額（47万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を届け出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

富山厚生年金 事案 700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を45万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 30 日

申立期間において、A事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同事業所が社会保険事務所（当時）へ健康保険厚生年金保険賞与支払届を提出しなかったため、申立期間の標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、平成 17 年 6 月 30 日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額（45万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を届け出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

富山厚生年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を17万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

申立期間において、A事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同事業所が社会保険事務所（当時）へ健康保険厚生年金保険賞与支払届を提出しなかったため、申立期間の標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、平成17年6月30日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額（17万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を届け出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

富山厚生年金 事案 702

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を21万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

申立期間において、A事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同事業所が社会保険事務所（当時）へ健康保険厚生年金保険賞与支払届を提出しなかったため、申立期間の標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、平成17年6月30日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額（21万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を届け出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から同年3月まで

平成3年1月にA市の会社を退職し、B市の実家に帰ってきた。

その後、B市役所から国民年金の加入勧奨が何度もあり、平成3年3月頃に、C銀行D支店長だった亡父が、同支店で申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。

亡父からその時の領収書を見せてもらった覚えがあるので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年3月頃に、申立人の亡父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、8年4月に払い出されていることが確認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、この頃に加入手続を行ったものとみられ、申立人の供述と異なる。

また、オンライン記録により、申立期間の国民年金加入記録は、平成8年4月30日に追加処理されたものであることが確認でき、当時は未加入期間とされていたことから、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人の父親は既に死亡しているため当時の状況の詳細について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年8月から62年12月まで

申立期間当時は親元を離れてA県で生活していたが、住民登録は両親の住むB市で行っていた。

私が20歳になった時、母親がB市役所C支所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に、その母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和63年8月頃に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の多くは時効により保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとするその母親も、加入手続きの時期、保険料の納付場所、納付金額及び納付方法等について明確には覚えていないことから、申立期間に係る加入手続き及び保険料の納付状況の詳細は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 703

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月 30 日から 47 年 1 月 4 日まで
昭和 43 年 7 月 22 日にA社に入社し、テレビの部品を作る仕事をしてい
た。
昭和 47 年 1 月 4 日にA社に出社し、同日付けで退職することを社長に伝
えたのに、オンライン記録では 46 年 12 月 30 日に資格を喪失しており、同
年 12 月が厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 47 年 1 月 4 日にA社へ出社し、同日付けで退職すること
を同社の社長に伝えた。」と主張している。

しかし、A社は、関係書類を焼失したと回答している上、当時の事業主も
既に死亡しており、当時の事務担当者からも、申立人の申立期間に係る勤務
実態及び厚生年金保険の取扱いについて証言を得ることができない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な
記憶が無い上、連絡先が判明した当時の同僚（4人）に照会しても、申立人
の申立期間における勤務実態及び当時の厚生年金保険料の取扱いに係る証言
を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除
について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保
険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 704

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 1 月 20 日から同年 12 月 9 日まで
② 昭和 35 年 3 月 28 日から同年 4 月 1 日まで

A社には、昭和 33 年 1 月 20 日に入社し、35 年 3 月 31 日に退職した。

しかし、厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 33 年 12 月 9 日となっている上、退職に伴う被保険者資格喪失日は 35 年 3 月 28 日となっており、申立期間について厚生年金保険の被保険者となっていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人から提出されたA社の在籍証明により、申立人が当該期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、申立人に係る人事記録や賃金台帳等の資料を保管していないため、当時の勤務状況や給与の支払状況については不明と回答しており、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

2 申立期間①について、入社時期が判明した申立期間当時の複数の同僚（3人）の厚生年金保険被保険者資格の取得日を確認したところ、入社日より1か月から11か月後に資格取得していることが確認できることから、当時、A社では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番もみられない。

3 申立期間②について、A社が保管している健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和

35年3月28日と記録されており、当該記録は、オンライン記録の喪失日と一致している。

また、申立人を知っているとする複数の同僚（4人）に照会しても、申立人の申立期間②における勤務状況や厚生年金保険料の控除について証言が得られない。

- 4 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。